

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
輝く☆学生ボランティア活動応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者ならではの独創性のあるアイデアで地域づくりを活性化させるとともに、若者が丸亀市の魅力を感じることに由来する将来的な市内への定住意識の醸成及び地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図るため、学生団体が行う自主的かつ自発的な活動に対して、当該年度予算の範囲内において、輝く☆学生ボランティア活動応援助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、特別支援学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程に限る。)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成14年法律第165号)に規定する職業能力開発大学校等に在籍する学生3名以上で構成するグループ(以下「グループ」という。)とする。ただし、指導教官や顧問などの指導者がいることを要件とする。

(助成対象ボランティア活動)

第3条 助成金の交付の対象となるボランティア活動(以下、「ボランティア活動」という。)は、地域貢献や地域活性化、課題解決に向けた不特定多数の市民の利益や社会的利益の向上のため、丸亀市をフィールドに行う公益的活動とする。

2 ボランティア活動の実施期間は、会長が助成交付の決定を行った日から翌年の2月末日までとする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、助成対象者がボランティア活動実施に直接要する経費とし、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象外経費とする。

- (1)食糧費
- (2)グループの構成員及びその指導者に対する人件費
- (3)備品購入費

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、1校につき別表第2のとおりとし、次に掲げる金額のいずれか少ない額とする。

- (1)対象経費の実支出額
- (2)ボランティア活動に係る支出総額から収入(参加費等)を除いた額

2 助成金の交付は、当該年度において1グループ1回とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、輝く☆学生ボランティア活動応援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) ボランティア活動実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) メンバーリスト(様式第4号)
- (4) その他ボランティア活動を説明する補足資料

(交付決定)

第7条 会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を本会の審査会に諮り、助成金の交付決定を行い、輝く☆学生ボランティア活動応援助成金交付決定通知書(様式第5号)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の条件)

第8条 会長は、前条の規定による助成金の決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) ボランティア活動の内容の変更若しくはボランティア活動に要する経費の配分を変更し、又はボランティア活動を中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめ輝く☆学生ボランティア活動応援助成金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を会長に提出してその承認を受けること。ただし、ボランティア活動実施計画の変更について、軽微な変更はこの限りではない。
- (2) ボランティア活動が予定の期間内に終了しない場合又はボランティア活動の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第9条 助成対象者は当該年度ボランティア活動の完了後遅滞なく、輝く☆学生ボランティア活動応援助成金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) ボランティア活動実施報告(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) ボランティア活動に係る収支を証する書類の写し
- (4) ボランティア活動の実施状況を証する写真
- (5) その他会長が必要と認める書類

(実践報告会)

第10条 ボランティア活動を実施したグループは、活動報告を本会が開催する報告会で発表する。

(余剰金の返還)

第11条 ボランティア活動完了後の余剰金については、年度ごとに返還する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

助成金対象経費

費 目	内 容
報償費	講師謝金(グループ等の構成員に対するものを除く。)
旅費交通費	旅費及び交通費等(車両ガソリン代含む)
会議費	消耗品費(用紙・封筒・文具類の購入(材料費を含む。))、お茶代、印刷製本費(チラシ・ポスター・記録用の写真代等、ミーティングに係る印刷資料)等
通信運搬費	通信運搬にかかる経費(郵便料等)等
保険料	ボランティア保険料
使用料及び賃借料	機器類等の賃借料、会場等の使用料等
雑支出	ボランティア活動実施のために会長が必要と認めた費用

別表第2

助成金の額

助成金の額	助成限度額
補助対象経費の実支出額又は 事業に係る支出総額から収入(参加費、協賛費等)を除いた額のいずれか少ない額	上限10万円